

＜参考資料＞～国のガイドラインより抜粋～

総合事業（訪問型サービス）のサービス類型

		現行の訪問介護相当			多様なサービス		
サービス種別	現行相当の訪問介護	訪問型サービスA	訪問型サービスB	訪問型サービスC			
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等			
サービス提供者	訪問介護員（訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）			
対象者とサービスの提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要なケース ○訪問介護員によるサービス提供が必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴うもの ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なもの 等 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外の状態像の方 ○多様なサービスの利用を促進 			<ul style="list-style-type: none"> ○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で行う 		
実施者	事業所指定	事業所指定/委託	補助(助成)	市町村の直接実施 もしくは委託			

総合事業（通所型サービス）のサービス類型

	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	現行相当の通所介護	通所型サービスA	通所型サービスB	通所型サービスC
サービス内容	生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
サービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)
対象者とサービスの提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービス利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要 	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で行う
実施者	事業所指定	事業所指定/委託	補助(助成)	市町村の直接実施 もしくは委託